



令和7年5月14日

飯田市長 佐藤 健 殿

飯田市国民健康保険運営協議会  
会 長 宮 内 早希子

令和7年度 飯田市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和7年5月7日付け7飯保第215号で諮問のありましたこのことについては、令和7年5月7日及び14日に国民健康保険運営協議会を開催し慎重に審議した結果、下記のとおりです。

記

令和7年度飯田市国民健康保険税については、国民健康保険を取り巻く諸情勢や被保険者の負担を勘案し、諮問のとおりの方率とすることが適当と考えます。

1 基礎課税額	(按分率)
(1) 所得割額	100分の6.6
(2) 被保険者均等割額	16,500円/人
(3) 世帯別平等割額	21,000円/世帯
2 後期高齢者支援金等課税額	(按分率)
(1) 所得割額	100分の3.05
(2) 被保険者均等割額	10,600円/人
3 介護納付金課税額	(按分率)
(1) 所得割額	100分の2.70
(2) 被保険者均等割額	8,600円/人
(3) 世帯別平等割額	6,800円/世帯

なお、審議において次の意見がありましたので、今後の国保事業の運営においてご配慮されたい。

- 1 今後の国保事業を健全に運営するため、対象者の特定健診受診率の向上に努められたい。